院内感染対策部門の業務指針

１．院内感染対策部門設置の目的

医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務であります。稲毛病院（以下「当院」とする）では、院内感染の予防・再発防止策及び食中毒予防・蔓延防止ならびに集団感染事例発生時の適切な対応に取り組み、安全で快適な医療及び療養環境の提供を図ることを目的とし院内感染対策部門を設置しています。  
　この院内感染対策の実践的組織として「院内感染対策チーム（以下、「ICT」という）を設置する。

２．院内感染対策部門の感染管理

院内感染は患者様へ身体的苦痛を強いるだけでなく、入院期間の長期化などによる経済的､社会的苦痛を与え､病院や医療従事者に対しても負担を及ぼします｡感染管理は病院に関わる全ての人々を感染から守る組織的活動であり、医療・ケアの質の向上、不必要な経費の削減、業務の効率化を進めるために欠かすことのできない活動である。これらの活動を効果的、効率的に行うために、ICTを実働部隊として設置します。  
　この部門は、院内を組織的且つ横断的に実働することで、感染対策に関する問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動を担っています。また、本指針及び院内感染対策マニュアルは、院内感染対策部門の議を経て感染防止対策チームが主体となって策定するものであり、また、院内感染対策部門の協議を経て適宜変更するものであり、変更に際しては最新の科学的根拠に基づかなければなりません。

**１）院内感染対策委員会**（infection control committee（ICC））

院内感染対策委員会（以下「委員会」とする）は、院長を含め、院内の各科（課）の代表者・感染防止対策チームを構成員として組織し､感染管理における院内の最高決定機関となっています。  
委員会は感染対策の実施状況を把握すると共に、感染対策に関する検討、立案、実施を行います。会議は毎月１回以上を定期的に行うことになっており、必要に応じ臨時会議を開催しています。尚、検討した事項については全職員へ周知しています。

**２）感染防止対策チーム**（infection control team（ICT））

感染防止対策チームは、国で定めた感染対策等に関する経験を有した、医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師で構成し、院長はその中の１名を院内感染管理者（実務的責任者）として任命しています。  
　感染防止対策チームは、院内感染部門の執行機関であり、院長の名を受け、感染症対策及び感染対策を企画・立案及び改善するために、院内感染管理者が中心となって感染対策の司令塔として活動しています。  
　感染防止対策チームは迅速に活動する実働性の高い専門家チームであり、緊急事態発生時においては、院長から直接の指示を受けて活動することができます。また、必要に応じ、看護部門の感染委員会や他の部署に対して活動の協力を求めることができ、感染防止対策チームは次に掲げる感染防止に係る日常業務を行います。

＜院内感染管理者の業務＞

1. 定期的院内ラウンドを行って、現場の改善に関する介入、現場の教育・啓発、アウトブレイクあるいは異常発生の特定と制圧、その他に当たる。
2. 感染対策に関する権限を委譲されると共に責任を持つ。また、重要事項を定期的に院長へ報告する。
3. 重要な検討事項、異常な感染症発生時および発生が疑われた際は、その状況および患者様・院内感染の対象者への対応等を院長へ報告する。
4. 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
5. 院内研修の企画遂行を積極的に行う。

＜感染防止対策チームの業務＞

1. 院内感染対策マニュアルを作成し当該部署に配布する。また、職員がそのマニュアルを遵守していることを巡回時に確認する。
2. １週間に１回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うと共に、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。また、院内感染事例、院内感染の発生率に関するサーベイランス等の情報を分析、評価し、効率的な感染対策に役立てる。院内感染の増加が確認された場合には病棟ラウンドの所見及びサーベイランスデータ等を基に改善策を講じる。巡回・院内感染に関する情報を記録に残す。
3. 微生物学的検査を適宜利用し、抗菌薬の適正使用を推進する。バンコマイシン等の抗MRSA薬及び広域抗菌薬等の使用に際しての届出制等をとり、投薬量、投薬期間の把握を行い、臨床上問題となると判断した場合には、投与方法の適正化を図る。
4. 院内感染対策を目的とした職員の研修を、全職員を対象に少なくとも年２回程度実施する。
5. 感染防止対策加算１を算定する医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに、少なくとも年４回程度参加する。